

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅諭日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ウズベキスタ ン	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とウズベキ スタン共和国政府との間の交換 公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	263,000千円 H34.12.31まで	H28.7.29 タシケン トで (同日)	日本側 加藤文彦在ウズベ キスタン大使 側 アドハ ム・I・イクラモフ副首 相	H28.8.10 324号
ウズベキスタ ン	人材育成奨学計画(三年型)のた めの贈与に関する日本国政府とウ ズベキスタン共和国政府との 間の交換公文	人材育成奨学計画(三年型)を実施するために必要な 役務の購入	196,000千円 H33.12.31まで	H28.7.29 タシケン トで (同日)	日本側 加藤文彦在ウズベ キスタン大使 側 アドハ ム・I・イクラモフ副首 相	H28.8.10 325号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。